

認知症の人や、判断能力が不十分な人へのサービス

認知症高齢者等位置探索サービス

GPS 専用端末を使用した位置情報探索システムにより、認知症高齢者等の安全確保を図ります。

サービスの内容

○認知症の高齢者等が GPS 専用端末を持っておくことで、万一、所在不明になった時に、家族などが位置情報を探索できるサービスです。

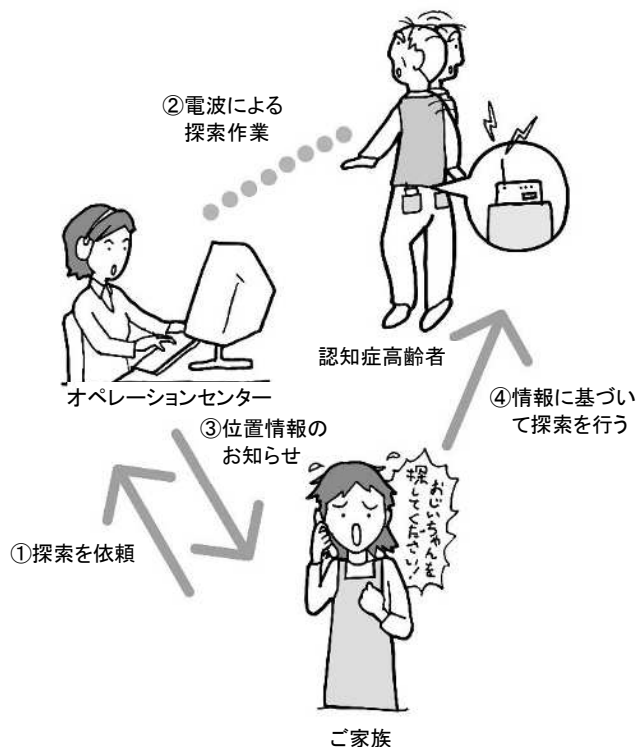
サービスを利用できる人

○介護保険の要介護認定において要介護者または要支援者と認められた認知症の人で、徘徊行動が見られる人を介護している家族
※介護保険施設、養護老人ホームなどに入所、又は病院に入院している人の家族は利用できません。

費用(自己負担額)※令和3年4月現在

○専用端末機のレンタル料 [1 か月につき税込 550 円と探索の回数に応じてかかる探索料実費(インターネットでの探索 1 回につき税込 110 円※月 2 回まで無料、電話での探索の場合 1 回につき税込 220 円)を負担していただきます。

※生活保護世帯または市民税非課税世帯に属する人は、探索の回数に応じてかかる探索料実費のみの負担となります。



利用方法

○地域包括支援センターにお申込みください。
徘徊の状況や家族の状況などを検討した上で、利用の決定を行います。

問合せ	各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係	P.104・裏表紙参照
-----	----------------------------	-------------

認知症等身元不明者一時保護事業

認知症などで保護された高齢者等が身元不明の場合に、特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、高齢者等の安全の確保を図ります。

サービスの内容

○特別養護老人ホーム等で身元不明の高齢者等を一時的に保護します。保護期間は原則 7 日間。支援体制が整うまで 30 日を限度として延長可能。

サービスを利用できる人

○北九州市内で保護された高齢者等のうち、
・身元が不明な者
・単身で帰宅することが困難な者
・家族等が遠方に居住しているなど、引き取りまでに時間を要する者

費用(自己負担額)

○介護・居住・食費 1 日あたり (7 日目まで) 2,226 円、(8 日目以降) 2,023 円
日用品費 7 日毎 5000 円(限度額)

一時保護施設

○特別養護老人ホーム等

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

認知症行方不明者等 SOS ネットワークシステム

認知症などで所在不明となった高齢者等を協力機関と連携し、早期発見・早期保護を図ります。

サービスの内容

○認知症の高齢者等の情報をあらかじめ登録しておくことで、万一、行方不明となった場合に、警察と行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関等と連携し、行方不明の情報提供・情報共有を行い、早期発見・早期保護を図る仕組みです。

サービスを利用できる人

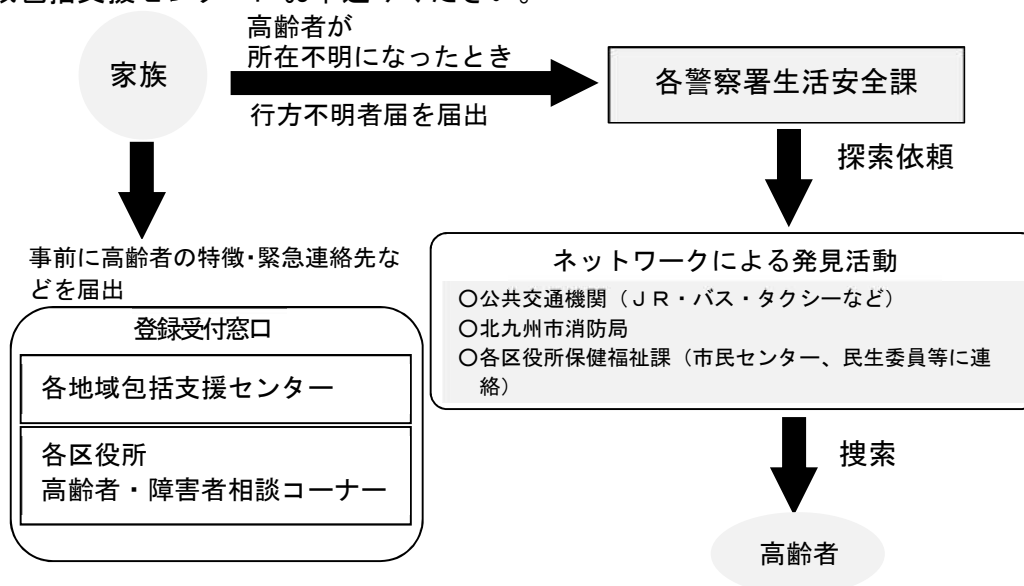
○徘徊行動が見られる認知症の人の
 ・家族 ・成年後見人（保佐人、補助人） ・主たる介護者（身寄りがない場合）

費用（自己負担額）

○無料

利用方法

○地域包括支援センターにお申込みください。



問合せ	各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係	P. 104・裏表紙参照
-----	----------------------------	--------------

ものわすれ外来

認知症についての不安や心配がある人が気軽に相談・受診でき、認知症サポート医のいる医療機関です。様々な診療科があるため、本人にとって受診しやすいところを選ぶことができます。

サービスの内容

○「ものわすれ外来」協力医療機関で、認知症やその周辺疾患に詳しい医師が診察し、相談を受けます。

必要により、専門の医療機関の紹介を行い、社会資源の利用を一緒に考えます。

サービスを利用できる人

○「最近ものわすれがひどくなった」「自分は大丈夫だろうか」と心配や不安のある人、あるいは、周囲からすすめられた人など、どなたでも気軽に受診できます。

費用（自己負担額）

○医療保険等による自己負担額

利用方法

○それぞれの診療機関の体制上、予約や紹介状が必要なところがありますので、必ず事前に医療機関に電話で確認のうえ受診してください。

○かかりつけ医のある人は、できるだけかかりつけ医からの紹介状を持って受診することをお勧めします。紹介状があることで、検査や診断、医師同士の連携が滞りなく進むのに役立ちます。

※『「ものわすれ外来」一覧』は次ページにあります。

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

「ものわすれ外来」一覧

番号	区	医療機関名	担当科	所在地	電話
1	門司	九州労災病院門司メディカルセンター	神経内科	東港町3番1号	331-3461
2		ごとうクリニック	内科	下二十町2番30-2号	382-0510
3		新門司病院	精神科	大字猿喰615番地	481-1368
4		門司掖済会病院	神経内科	清滝一丁目3番1号	321-0984
5		門司松ヶ江病院	精神科	大字畑355番地	481-1281
6	小倉北	合馬内科クリニック	内科	鍛冶町二丁目2番22号	521-1053
7		大郷内科クリニック	内科	真鶴一丁目4番12号	581-6766
8		北九州総合病院	脳神経外科	東城野町1番1号	921-0560
9		小倉記念病院	精神科	浅野三丁目2番1号	511-2000
10		さがら内科クリニック	内科	大島三丁目3番50-1号	512-5068
11		第一心療クリニック	精神科	堺町一丁目2番16号	522-6620
12		中川クリニック	内科、皮膚科	片野一丁目1番57号	921-1113
13		まこと脳神経外科クリニック	脳神経外科、脳神経内科 整形外科、リハビリ科	片野新町二丁目14番10号	922-0119
14		南ヶ丘病院	精神科	今町三丁目13番1号	571-6081
15		三原デイケア+クリニック りぼん・りぼん	精神科	宇佐町一丁目9番30号	513-2565
16	小倉南	岩本クリニック	内科	中貫一丁目20番50号	472-1281
17		植田クリニック	脳神経外科	中吉田二丁目1番10号	475-2100
18		上曽根病院	脳神経外科、心療内科	上曽根五丁目13番1号	473-8575
19		かん養生クリニック	精神科	湯川新町三丁目7番1号	931-1101
20		木村医院	内科	下曽根四丁目23番28号	471-7888
21		小倉医療センター	精神科	春ヶ丘10番1号	921-8881
22		小倉蒲生病院	精神科	蒲生五丁目5番1号	961-3238
23		堤小倉病院	精神科	大字堀越358番地	962-1950
24		徳力団地診療所	内科	徳力団地2番10号	961-3774
25		平尾台病院	精神科	大字木下555番地	451-0303
26		政所クリニック	神経内科	守恒一丁目11番8号	962-0322
27	若松	あかさきホームクリニック	内科、外科	赤崎町10番1号	751-3356
28		北崎医院	内科	白山一丁目2番21号	761-4696
29		こが医院	整形外科	下原町4番11号	751-6200
30		産業医科大学若松病院	神経内科	浜町一丁目17番1号	761-0090
31		末吉脳神経外科医院	脳神経外科	高須東四丁目3番34号	742-3221
32		手島内科医院	内科	今光一丁目10番5号	791-0909
33		村井クリニック	神経内科	鴨生田一丁目1番30号	791-0660
34		山内クリニック	内科	下原町9番13号	771-0155
35		若戸病院	精神科	小敷ひびきの一丁目10番1号	742-2000
36	八幡東	北九州市立八幡病院	精神科	尾倉二丁目6番2号	662-6565
37		昭和町クリニック	老年内科	昭和二丁目1番10号	653-2534
38		しみず内科クリニック	内科、循環器内科、 消化器内科	荒生田二丁目2番14号	651-6125
39		たつのおとしごクリニック	神経内科	大蔵三丁目2番1号	652-5210
40		西野病院	神経内科、内科	山路松尾町13番27号	653-2122
41		原内科循環器科クリニック	内科、循環器科	祇園2丁目12番16号	681-0700
42		ひらたクリニック	胃腸内科	西本町三丁目6番1号1階	663-1415
43	八幡西	有吉クリニック	麻酔科、ペインクリニック 内科、神経内科	菅原町5番1号	645-1310
44		小田内科消化器科医院	内科	引野一丁目2番30号	641-0808
45		折尾病院	精神科	本城三丁目26番18号	691-4366
46		神原クリニック	整形外科、リウマチ科、 リハビリテーション科	西神原町9番19号	642-8088

番号	区	医療機関名	担当科	所在地	電話
47	八幡西	こがねまるクリニック	内科	大字野面 1893 番地	619-1877
48		権頭クリニック	内科	永犬丸二丁目 10 番 10 号	692-5557
49		産業医科大学病院	精神科	医生ヶ丘 1 番 1 号	603-1611
50		数住医院	内科	木屋瀬三丁目 16 番 15 号	617-1034
51		高砂脳神経外科クリニック	脳神経外科	鉄竜一丁目 3 番 2 号	644-0113
52		たけうち医院	神経内科、内科	幸神二丁目 1 番 26 号	621-7020
53		谷内科クリニック	内科	西神原町 1 番 27 号	621-5058
54		八幡厚生病院	精神科	里中三丁目 12 番 12 号	691-3344
55	戸畑	池園医院	内科	中原西三丁目 2 番 10 号	871-2068
56		後藤クリニック	内科	千防一丁目 1 番 20 号	883-1510
57		たかぎクリニック	精神科	浅生二丁目 7 番 2 - 103 号	881-9668
58		戸畑共立病院	内科	沢見二丁目 5 番 1 号	871-5421
59		戸畑こころとの忘れクリニック	心療内科、精神科、内科	東鞆ヶ谷町 2 番 25 号	871-5566
60		戸畑リハビリテーション病院	内科	小芝二丁目 4 番 31 号	861-1500
61		にし脳神経外科クリニック	脳神経外科	沖台一丁目 6 番 37 号	873-0024

※受診するときは事前に電話で確認してください。令和3年4月1日現在。

認知症疾患医療センター[地域型・連携型]

認知症の専門医療機関として、認知症についての医療福祉相談を行う電話相談窓口を設置しています。初診前相談や医療機関紹介も行っています。

サービスの内容

- 認知症に関する専門医療相談や医療機関への紹介を行います。
- 鑑別診断とそれに基づく初期対応、合併症、行動・心理症状への初期診断・治療を行います。
- 「地域型」は入院対応を行う場合もあります。
- 「連携型」は、状況に応じて往診を実施する場合もあります。
- 認知症医療に関する情報発信をします。
- 介護等関係機関との連絡調整を行うとともに、介護サービス情報の提供と相談に関する対応を行います。

サービスを利用できる人

- 「最近ものわすれがひどくなった」と心配な人、かかりつけ医やものわすれ外来から紹介された人、地域包括支援センターから受診を勧められた人等
- 医療、介護、福祉関係者等

費用(自己負担額)

- 相談については無料
- 診療については医療保険等による自己負担額

利用方法

- 診療は予約制です。かかりつけ医等からの紹介による場合は、できるだけ、かかりつけ医からの紹介状をもって受診してください。
- 相談員への相談は、原則として予約制です。

相談窓口

[地域型]

- 小倉蒲生病院
小倉南区蒲生 5 - 5 - 1 (電話 963-6541)
- 産業医科大学病院
八幡西区医生ヶ丘 1 - 1 (外来予約 電話 691-7666 専門電話相談 電話 603-1611)

[連携型]

- たつのおとしごクリニック
八幡東区大蔵 3 - 2 - 1(電話 652-5210)
- 三原デイケア+クリニック りぼん・りぼん
小倉北区宇佐町 1 - 9 - 30(電話 513-2565)

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

地域福祉権利擁護サービス

日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である高齢者や障害のある人等に、生活支援員が金銭管理や福祉サービスの手続援助等のサービスを行います。

サービスの内容

○【相談時間】月曜日～金曜日 8:30～17:00

財産保管サービス	次のものをお預かりし、金融機関の貸金庫に安全に保管します。 ○定期性預貯金証書 ○有価証券(株券、債券等) ○証書(保険証書、不動産権利証書、契約書、遺言書)など
金銭管理サービス	生活支援員が定期的に訪問し、次の手続きを代行します。 ○預金の出し入れや生活に必要な利用料の支払手続き ○公共料金、家賃等の支払など
生活支援サービス	生活支援員が定期的に訪問し、利用者の意思に添って、地域で自立した生活ができるように次のサービスを行います。 ○定期訪問による見守り(声かけ、安否確認) ○福祉サービスの利用援助 ○福祉サービス等の利用状況の確認

※生活支援員とは、研修を修了し、福祉に関する知識を習得した市民スタッフです。

サービスを利用できる人

○日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である人のうち、次の全てに該当する人

- ①北九州市内に在住していること
- ②認知症高齢者や成年である知的障害や精神障害のある人
- ③サービス利用の契約締結能力とサービス利用の意思があること
- ④親族等からの日常的な援助が望めないこと

費用(自己負担額) ※費用(自己負担額)は改定となる場合があります。

○財産保管サービス

年額3,000円(生活保護受給者(世帯に属する人)は無料)

○金銭管理、生活支援サービス

1回1,000円(月4回まで)(生活保護受給者(世帯に属する人)は無料)

※金銭管理サービスに伴う、振込手数料等は利用者負担です。

金銭管理サービスと生活支援サービスは、同時に行います。

利用方法

○市社会福祉協議会権利擁護・市民後見センターにお申し込みください。お申し込みいただくと権利擁護・市民後見センターの専門員がお宅を訪問し、契約に必要な調査を行います。

○各区役所の高齢者・障害者相談コーナー(高齢者・障害者相談係)(裏表紙参照)、地域包括支援センターなどでもご相談に応じます。

問合せ	北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター「らいと」 (北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた3F)	電話 882-4914
-----	------------------------------------------------------------	-------------

成年後見制度利用支援

判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用に係る相談に応じます。

また、身寄りがない場合など当事者による法定後見制度利用の申立てが期待できない場合には、市長が審判の申立てを行います。

成年後見制度の概要

○成年後見制度とは、認知症などによる精神上的障害が理由で判断能力が不十分な人(本人)に対し、成年後見人等を選任し、本人の意思を尊重しながら法的に援助する制度です。

○成年後見制度には、次の2つの種類があります。

- ①判断能力が不十分になる前に、将来自分の判断能力が不十分になった際に援助してもらう後見人を前もって指定し、援助してもらう内容についても前もって具体的に決めておく「任意後見制度」(制度の詳細は、公証役場にお尋ねください)

②判断能力が不十分になってから、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選任される「法定後見制度」

・法定後見制度は、本人の判断能力に応じて、次のように3つに区分されます。

区分	本人の判断能力	援助者
後見	ほとんどない	成年後見人
保佐	著しく不十分	保佐人
補助	不十分	補助人

・法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てが必要です。

申立てができる人は、本人や配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などです。

成年後見制度の利用に係る相談

○成年後見制度の利用に係る相談

北九州市成年後見支援センター

電話 8 8 2 - 9 1 2 3

(北九州市戸畑区汐井町 1 - 6 ウェルとばた 3 F)

※相談は原則無料です。

○成年後見制度の申立て手続に係る相談

福岡家庭裁判所小倉支部家裁受付センター

電話 5 6 1 - 3 4 3 1

(北九州市小倉北区金田一丁目 4 - 1)

※相談は無料です

市長申立ての概要

○成年後見制度（法定後見）においては、身寄りのない認知症高齢者など、親族による申立てが期待できない人の法定後見制度の利用のため、市長が申立てを行うことができます。

【市長による申立ての要件について】

- ・本人が自分の行為について判断できる能力が十分ではないため申立てができないこと
- ・申立てを行える親族がいない又は親族による申立てが期待できないこと
- ・介護保険サービス等の利用や財産管理等日常生活上の支援が必要と判断できること

【申立ての費用について】

市長が申立てを行った場合の手続費用は、本人が負担することになります。

ただし、本人が次のいずれかに該当する場合は、手続費用の全額を市が助成します。

①生活保護受給者

②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

③その他、上記①、②に準ずると特に認められる者（下表参照）

世帯人数	収入見込額（年額）	資産基準（現金、預貯金等）
単身世帯	1 5 0 万円以下	3 5 0 万円以下
2人世帯	2 0 0 万円以下	4 5 0 万円以下
3人以上世帯	2 0 0 万円に、世帯員 1 人につき 5 0 万円を加えた額以下	4 5 0 万円に、世帯員 1 人につき 1 0 0 万円を加えた額以下

（注）上記以外の動産及び不動産については生活保護受給判断基準に準ずる。

収入見込額は当概年の 1～12 月の収入見込額とする。

【成年後見人等の報酬について】

市長が申立てを行った後に家庭裁判所から選任された成年後見人等は、報酬として家庭裁判所が認めた額を、本人の財産から受け取ることができます。

ただし、本人が前記①～③のいずれかに該当する場合は、家庭裁判所が認めた額の範囲内で本人が在宅生活者の場合は月額 2 8, 0 0 0 円を、施設生活者の場合は月額 1 8, 0 0 0 円を上限に、市が助成します。

問合せ	各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係	P.104・裏表紙参照
-----	----------------------------	-------------

北九州市成年後見支援センター

北九州市成年後見支援センターは、弁護士や司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政書士、税理士などの専門家が連携して、成年後見制度の利用を促進し、高齢の人や障害のある人が安心して暮らせるよう、成年後見制度に関する相談・支援を行います。

サービスの内容

○【相談時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝・休日、年末年始は除く）

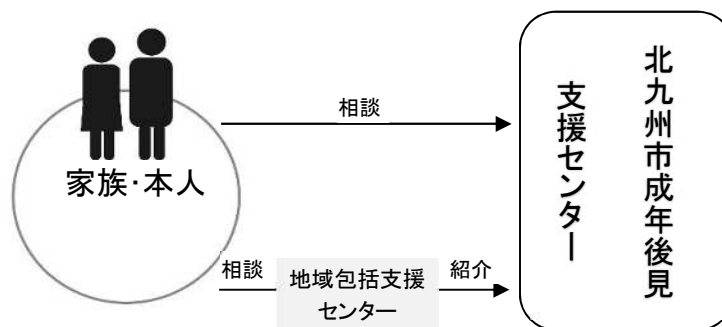
広報・啓発	成年後見制度周知・啓発のため、チラシの配布や出前講演などを行います。
制度の説明	<p>成年後見制度に関するさまざまな相談を受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来、判断能力が低下したときの財産管理や介護サービスについて ○認知症の家族が悪質業者にだまされ、高額な商品を買ったとき ○障害のある子どもの両親がいなくなった後のこと ○成年後見の手続きの方法を知りたい ○手続きの方法や必要書類、制度利用の対象についての説明 ○後見人等の業務に関する相談

費用(自己負担額)

相談は原則として無料です。

利用方法

北九州市成年後見支援センターにご連絡ください。



問合せ	北九州市成年後見支援センター (北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 3F)	電話 882-9123
-----	----------------------------------------------	-------------